

△

△各種手当及見舞金、友拂期日

解雇者即日（但之即日都合出来ル時ハ可成

速ニ）

疎留者月末

△解雇者ハ今後會社ニ對シ何等ノ關係ヲ有セシ

ルコト

疎留者ハ今後誠意ヲ以テ仕事ヲ為スコト

以上ノ通り解決セシコトヲ證ス

株式会社池貝鉄工所

大正十二年九月十八日

代表者

池貝 太郎

争議團體首者代表者

永田 印一

高山 久藏

飯塚 為治

菊地 三武郎

大島 隣造